

まちづくり懇談会を開催します

皆さんの声をまちづくりに役立てるため、まちづくり懇談会を開催します。高齢化が進む中で、「町内の足（移動手段）の確保」、「国民健康保険事業の課題」などをテーマに懇談を行います。懇談会は3回開催しますので、ぜひご参加ください。

■開催日程

- 12月1日(火) 18時30分 公民館多目的ホール
- 12月2日(水) 14時 J Aきたみらい訓子府地区事務所(3階大会議室)
- 12月3日(木) 18時30分 日ノ出地区ふれあいセンター

※上記以外にも要望があれば出向きますので、遠慮なくお申し出ください。

■参加対象 全町民 ■担当窓口 企画財政課 (☎47-2115 役場2階 窓口12番)

平成20年11月17日に開催したまちづくり懇談会



農業者年金は農業でがんばっている女性や後継者を応援します

農業者年金は、国民年金加入者で農業に年間60日以上従事（経理などの日も含む）する60歳未満の方であれば、どなたでも加入できます。

農業者年金は積立方式で、掛けた保険料は確実に年金として受給でき、税の控除（所得控除）の対象となります。保険料額は月単位で変更で

きます。

また、経営主が認定農業者および青色申告者の場合、配偶者と後継者は家族経営協定を結ぶことで、保険料補助が受けられます。この政策支援は、若い方ほど高い保険料補助を長く受けられます。（20年以上加入の見込める方）

○問合せ 農業委員会事務局

(☎47-2204 役場1階 窓口2番)

J Aきたみらい訓子府地区事務所

(☎47-4824)

特定不妊治療費助成事業の助成額拡大

北海道では、国の「緊急経済対策」による不妊治療にかかる助成額の拡大を受けて、特定不妊治療を受けている方の経済的な負担軽減を図るため、従来助成限度額を10万円から15万円に拡大することとしました。

平成21年度に特定不妊治療費助成事業の申請を既に行った方で、10万円以上の特定不妊治療費がかかった方についても、追加申請をすることで、平成21年4月1日にさかのぼって、10万円を超えた額の助成（最大5万円）を受けることができます。

○追加申請対象者

申請を既に行った方のうち、1回の治療につき10万円以上の額を申請し、助成対象経費が10万円を超える方で、10万円の交付を受けている方 助成額の拡大（10万円→15万円）については平成21年度限りの措置です。

○問合せ 北見保健所健康推進課健康増進係 (☎47-4173)

要介護認定を受けている方に障害者控除認定書を交付

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方のほか、介護保険の要介護認定（要介護度1～5）を受けている方は、所得税法や地方税法における「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができます。

昭和20年1月1日以前に生まれた方で、介護保険の要介護認定（要介護度1～5）を受けている方については、申請により「障害者控除対象認定書」を交付します。

なお、6か月以上にわたり寝たきりの状態にあり、複雑な介護を要する方については、申告により障害者控除を受けることができますので、障害者控除対象認定書は必要ありません。

■問合せ

○障害者控除対象認定書については、福祉保健課介護保険係 (☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

○税に関することについては、町民課町民税係 (☎47-2193 役場1階 窓口1番)

22年度 農家地区の水洗化事業希望を受け付け

町では、農家地区のし尿と台所・風呂・洗濯水などの生活雑排水を処理するため、各家庭に合併浄化槽を設置する「個別排水処理施設整備事業」を実施しています。

合併浄化槽の設置と維持管理は町が行いますが、浄化槽を利用される方に設置費用の一部（受益者分担当・費用10万円）と保守点検などの維持管理費用として、毎月の使用料をお支払いいただきます。浄化槽にかかる電気料金も、利用者負担となります。

ほかに、トイレなどの改

造費や浄化槽までの排水設備工事費、浄化槽設置に伴う障となる庭木などの移設や、既存の単独浄化槽の撤去費用などは、本人のご負担となります。詳細は、10月号広報に折り込みしましたチラシをご覧ください。

○申込方法 平成22年度に設置を希望される方は、役場建設課または、10月号広報折り込み（実践会地区のみ）の申込書に必要事項を記入し、お申し込みください。

○申込期限 11月30日(月)

アグリコン（し尿汚泥肥料）の利用者を募集

「アグリコン」とは、農業集落排水管理センターから出る脱水汚泥で、肥料取締法の規定に基づく農林水産大臣登録肥料です。

含水率85%程度の粘土状で、窒素・りん酸・カリウムなどの肥料成分が含まれていることから、農地還元利用されています。

利用は無料で、畑までの運搬は町が行います。搬入先の除雪などを行っていただける方で、利用量の多い方を優先させていただきます。

■申込み問合せ 建設課 (☎47-2118 役場1階 窓口4番)

農業用廃プラスチック類一斉回収

本年2回目（最終）の一斉回収を以下のとおり実施します。

下表の受入区分ごとにトラックスケールなどを用いて排出者ごとに排出重量を計測することになります。

そのため、庭先でのトラックへの積み込みの際、受入場所でスムーズに荷降ろしできるように受入区分ごとに分けて順番に積載するなどの注意が必要です。

■受入日時 11月10日(火) 9時から15時まで (※12時から13時を除く)

朝は混雑が予想されますので、午後からの搬入をお勧めします。

■受入場所 小麦乾燥貯蔵施設計量棟前(穂波)

■受入区分・荷姿など

下表の①、②、③については、処理委託先が異なるため、必ず分別の上、指定された荷姿で排出願います。また、排出するすべての梱包物に「農協名および氏名」を記入した荷札を付けてください。

■その他

受入区分の詳細やその他一斉回収に関するお問い合わせは、J Aきたみらい訓子府地区事務所担い手育成グループ(☎47-4824)までお願いします。

受入区分	左の具体例	荷 姿	重量測定
①塩化ビニール	「農ビ」マークのあるハウス用ビニールなど	新聞程度の大きさになるよう折りたたみ、重ねて必ずヒモでしばること。1個の重さの目安は20kg程度	トラックスケール
②農ポリ (ポリオレフィン)	POフィルム、農ポリ、マルチポリ、ラップフィルム、肥料袋、洗浄済農業空容器（ポリに限る）など	フレコンに入れ排出。ただし、フレコン1個の重さの目安は100kg程度（③とは別のフレコンに）農業空容器（ポリ）は水で3回以上洗浄したものに限り排出可	トラックスケール
③農業空容器 (洗浄していない)	農薬・除草剤の空容器（空きビン、空き袋、ポリ容器、アルミハク容器）	フレコンに入れ排出（②とは別のフレコンに）	はかり 台秤